

## 後期高齢者医療制度における令和4・5年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和4・5年度の保険料率について、令和4年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において医療条例改正議案として下記保険料率で上程予定となっています。

保険料率	令和4・5年度 (A)	令和2・3年度 (B)	比 較 (保険料：A-B)
均等割額	44,170 円	41,700 円	2,470 円増
所得割率	8.38%	7.96%	0.42 ポイント増

### 1. 後期高齢者負担率の引き上げ

11.41% → 11.72%

### 2. 保険料率を抑えるため保険給付費支払基金(剰余金)を活用

約 136 億円(令和4・5年度 2年度分)

### 3. 賦課限度額の引上げ

64 万円 → 66 万円(2 万円引上げ)

### 4. 保険料の比較

一人当たりの平均保険料額(軽減後)	改正後(案)	改正前	比 較
	79,103 円	74,629 円	4,474 円増
(参考)県内一人当たりの平均保険料額	78,773 円	75,226 円	3,547 円増

※改正後一人当たりの平均保険料は令和4年1月20日時点の試算

改正前一人当たりの平均保険料は令和3年度予算の数値

### 5. 保険料の計算例

公的年金収入(280万円)のみの方の場合

公的年金収入(280万円) - 公的年金等控除額(110万円) - 基礎控除額(43万円)  
= 賦課のもととなる所得金額(127万円)

令和4年度保険料(改正案) 150,500円 (7,800円増)

令和3年度保険料 142,700円